

農業労働環境整備事業について〈募集案内〉

1 内容

労働者を雇用する農業者等が、新型コロナウイルス感染症予防のために、労働環境の改善をする際に、圃場に整備する、手洗い場、トイレ、休憩所及び休憩所等に設置する換気・空調設備の導入に係る費用を補助します。

2 補助の対象となる方

- (1) かつ(2)に該当する農業者、又は(3)に該当する農業協同組合とします。
- (1) 本市で営農かつ住所を有する農業者又は生産組織
- (2) 農業経営において雇用していることがわかる資料を、実績報告時（令和5年2月10日期限）までに提出することのできる方
※通年雇用である必要はありません。
- (3) 令和元年度から申請時まで農福連携（障がい者等への農作業委託）の取組の実績がある又は実績報告時（令和5年2月10日期限）までに令和4年度中に取り組む契約の締結書類を提出できる農業協同組合であって、本市に本店又は支店を有するもの

3 補助の事業内容

雇用をしている（雇用の見込みのある）農業者等が農業生産活動のみにおいて使用かつ、新型コロナウイルス感染症予防に係る労働環境の向上のために整備する次のもの。

- (1) 手洗い場
- (2) トイレ
- (3) 休憩所
- (4) 休憩所等に設置する換気・空調設備
- (5) その他感染症予防に効果的であり、かつ労働環境の向上に資すると市長が特に認めるもの

4 補助対象期間

交付決定後に着手し、令和5年2月10日までに完了する事業

5 補助対象経費

3の(1)～(5)の機械・施設（中古品も可）の購入及び設置に必要な費用（本体購入費用・工事費・運搬費など）とします。

6 補助率及び上限額

・事業費の2分の1以内、上限額100万円（予算の範囲内で補助、千円未満は切り捨て）とします。ただし、次のいずれかを満たす場合、補助率は5分の4以内とし、補助金額は上限額を150万円とします。

- (1) 北海道指導農業士若しくは北海道農業士、又は令和4年度中に北海道指導農業士若しくは北海道農業士に認定される方
- (2) 令和元年度から申請時まで公的機関の依頼による農業研修生受入実績がある方、又は実績報告時（令和5年2月10日期限）までに受入実績がある方、若しくは令和5年度の受入が確実となっている方
- (3) 令和元年度から申請時まで農福連携の取組を行った、若しくは実績報告時（令和5年2月10日期限）までに、令和4年度中に取組を行う契約の締結書類を提出できる農業者又は本市に本店若しくは支店を有する農業協同組合

- ・事業の実施に当たっては、定められた予算の範囲内とします。
- ・補助金の算出に当たり、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- ・市、道及び国が実施する他の事業による助成との併給は認められません。

7 申請期間及び申請書類提出後の流れ

- (1) 申請開始年月日：令和 4 年 7 月 13 日（水）
- (2) 第 1 回締切日：令和 4 年 8 月 5 日（金）
以降、第 1 金曜日ごとに締切り、当月下旬を目途に補助金の交付（不交付）を決定します。
- (3) 募集終了年月日：執行可能な予算がなくなった日又は令和 5 年 1 月 20 日（金曜日）
のいずれか早い方の日をもって終了します。

8 申請書類等の提出方法

- (1) 事前に農政課（電話 25-7417）にお問い合わせの上、所定の申請書および関係書類を添えて同課に持参又は郵送により提出してください。
- (2) 実施要綱、申請書は旭川市のホームページからダウンロードできるほか、農政課でも配布いたします。

9 申請書類

- (1) 補助事業交付申請書（様式第 1 号）
 - (2) 事業計画書（様式第 2 号）
 - (3) 納税対応状況申出書（様式第 3 号）
 - (4) 見積書・カタログの写し
 - (5) 前年度の決算関係書類
 - (6) 賃金台帳等雇用の状況を確認できる書類
 - (7) 申請者が法人又は複数の農業者で構成する団体の場合は定款の写し又は団体規約の写し
 - (8) 補助率及び補助の上限額の上乗せ要件に該当する場合、要件が確認できる書類
 - (9) その他、市長が必要と認める書類
- ※現に雇用がない場合は、求人等を行っていることを証明できる書類を提出してください。

10 消費税の取扱いについて

納税対応状況申出書（様式第 3 号）において、「1 免税事業者」「2 簡易課税制度適用者」に該当する場合には、消費税申告時に本事業実施に伴う仕入控除税額の控除を受けないため、消費税を含めた事業費が補助対象経費となります。

しかし、「3 一般事業者」の場合には、一般的に消費税の確定申告において、本事業実施に伴う仕入控除の適用を行い、消費税の還付を受けることから、事業費のうち消費税額は補助対象経費に該当しません。

なお、「1 免税事業者」「2 簡易課税制度適用者」については消費税の確定申告後に本事業実施要綱第 12 条第 3 項に基づき、「消費税等仕入控除税額確定報告書」（様式第 10 号）を提出してください。

事業が完了した翌年度の 5 月末までに提出をお願いします。

【問合せ・提出先】

旭川市農政部農政課経営支援係

〒070-8541 旭川市上常盤町 1 丁目 水道局庁舎 4 階

電話 0166-25-7417 FAX 0166-26-8624

受付時間 平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分